

中京大学大学院への進学をお考えの外国人留学生の方へ

## 出願資格審査（日本語能力審査）に関するお知らせ

この書面は、次の研究科の受験をお考えの外国人留学生の方を対象としたお知らせです。

文学研究科、国際英語学研究科、心理学研究科、社会学研究科、法学研究科、経済学研究科  
経営学研究科、工学研究科（工学研究科博士後期課程の英語の授業の履修を希望する受験生を除く）

※スポーツ科学研究科の受験をお考えの方はこの書面の内容は関係ありませんので無視してください。

外国人留学生の方で、2020年度日本留学試験（EJU）第1回の受験ができなかった方※、または、2020年度日本語能力試験（JLPT）7月試験を受験できなかった方※は、2020年7月31日（金）までに、中京大学教学部大学院事務課（電話：052-835-9863）までご連絡いただければ、以下枠内④の出願資格審査を受けることができます。 ※の日本語試験は、新型コロナウイルス感染拡大の影響のため中止となっています

出願資格審査は、書類と面接により実施します。

書類：日本語能力を客観的に証明できる書類（JLPTのN2合格通知書、その他日本語指導教員の推薦書等）により審査します

面接：出願を希望する研究科の教員と面談を行い、日本語能力を審査します

出願資格審査の結果により、以下枠内の①及び②と同様以上の日本語能力を有すると判断された方は、その他受験する試験区分の出願資格を満たすことで、前期日程入試の出願が可能になります。

### 外国人留学生の出願資格

出願する試験区分の出願資格を満たすほか、次の①～④のいずれかを満たす者。

- ①日本語能力試験（JLPT）のN1に合格した者 ※工学研究科はN2に合格した者
- ②日本留学試験（EJU）の日本語科目450点満点のうち250点以上を取得し、かつ同科目の記述の領域において50点満点のうち30点以上を得点した者
- ③日本の大学の学部を卒業した者（卒業見込を含む）又は日本の大学院を修了した者（修了見込を含む）  
※ただし日本語以外の言語による授業のみで卒業（修了）可能なプログラムに所属する者は対象外
- ④本研究科において、上記の①及び②と同様以上の日本語能力の有すると認められた者  
⇒④の場合は、出願開始日の2か月前までに大学院事務課に申し出て、出願資格審査を受ける必要有

上記は『2021年度大学院入学試験要項』より抜粋 \*一部文言を省略している

後期日程入試をお考えの方へ

2020年度第2回の日本語試験（JLPTは12月6日試験日予定、EJUは11月8日試験日予定）が感染拡大の影響から万が一中止となることがあり受験できなくなった場合は、2020年11月30日までに中京大学教学部大学院事務課まで申し出てください。前期日程と同様に、出願資格審査を実施します。

以上

<本件に関する問い合わせ> 教学部大学院事務課 名古屋：052-835-9863 豊田：0565-46-6141